

ツキノワグマ 市街地等出没対応マニュアル

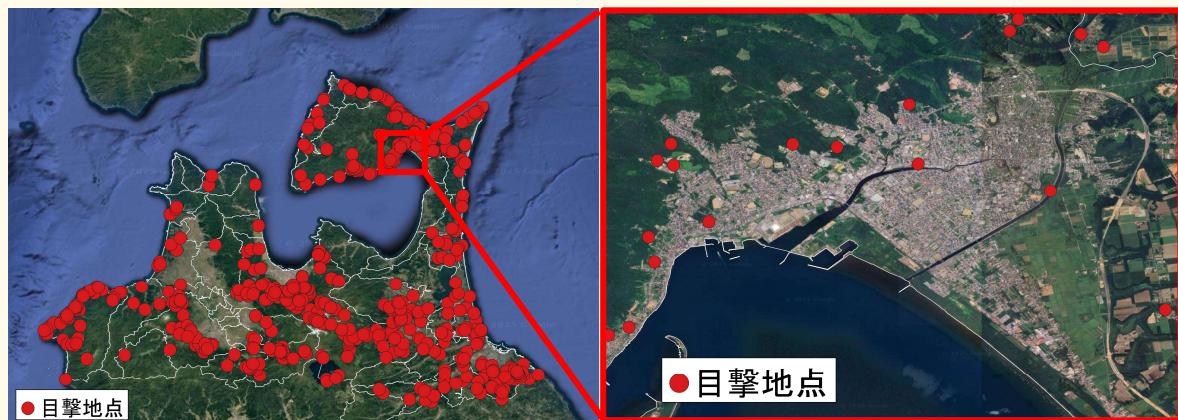
青森県自然保護課

本マニュアルの背景及び目的

1. 背景

県内には広くツキノワグマ(以下、「クマ」)が生息し、近年は分布域の拡大が懸念されています。目撃件数は、令和5年が1,133件、令和6年が709件と、非常に多くなっています。また、住宅地やそれに隣接する農地など人の生活圏(以下、「市街地等」)への出没事例も確認されています。

市街地等でのクマによる事故の発生を防ぐためには、クマを出没させない対策に加えて、出没に備えた体制を事前に整備しておくことが非常に重要です。



青森県内のクマ出没状況(令和6年12月時点)

2. 目的

本マニュアルは、市町村がクマの市街地等への出没に対する体制を構築する上で参考となる情報を提供することを目的として、必要な事前の準備や、対応の要点をまとめたものです。

目次

市街地等出没対応の流れ	1
市街地等出没対応の関係者	2
I. 通報時の聞き取り	3
1. 情報の収集	3
II. 安全管理と現場出動	4
2. 関係者への連絡	4
3. 関係機関の現場集合	4
4. 注意喚起	5
III. 対応の検討と実施	6
5. クマの探索	6
6. 対応の検討と実施	8
IV. 終了判断と再発防止	10
7. 対応の終了判断と再発防止策の実施	10
おわりに	11
参考(関係法令の紹介)	12

市街地等出没対応の流れ

本マニュアルでは、市街地等への出没対応について、大きく以下の4つの流れに分けて説明します。これらの対応は次頁に示す関係者が協働し、実施していくことが重要です。

- I. 通報時の聞き取り
- II. 安全管理と現場出動
- III. 対応の検討と実施
- IV. 終了判断と再発防止

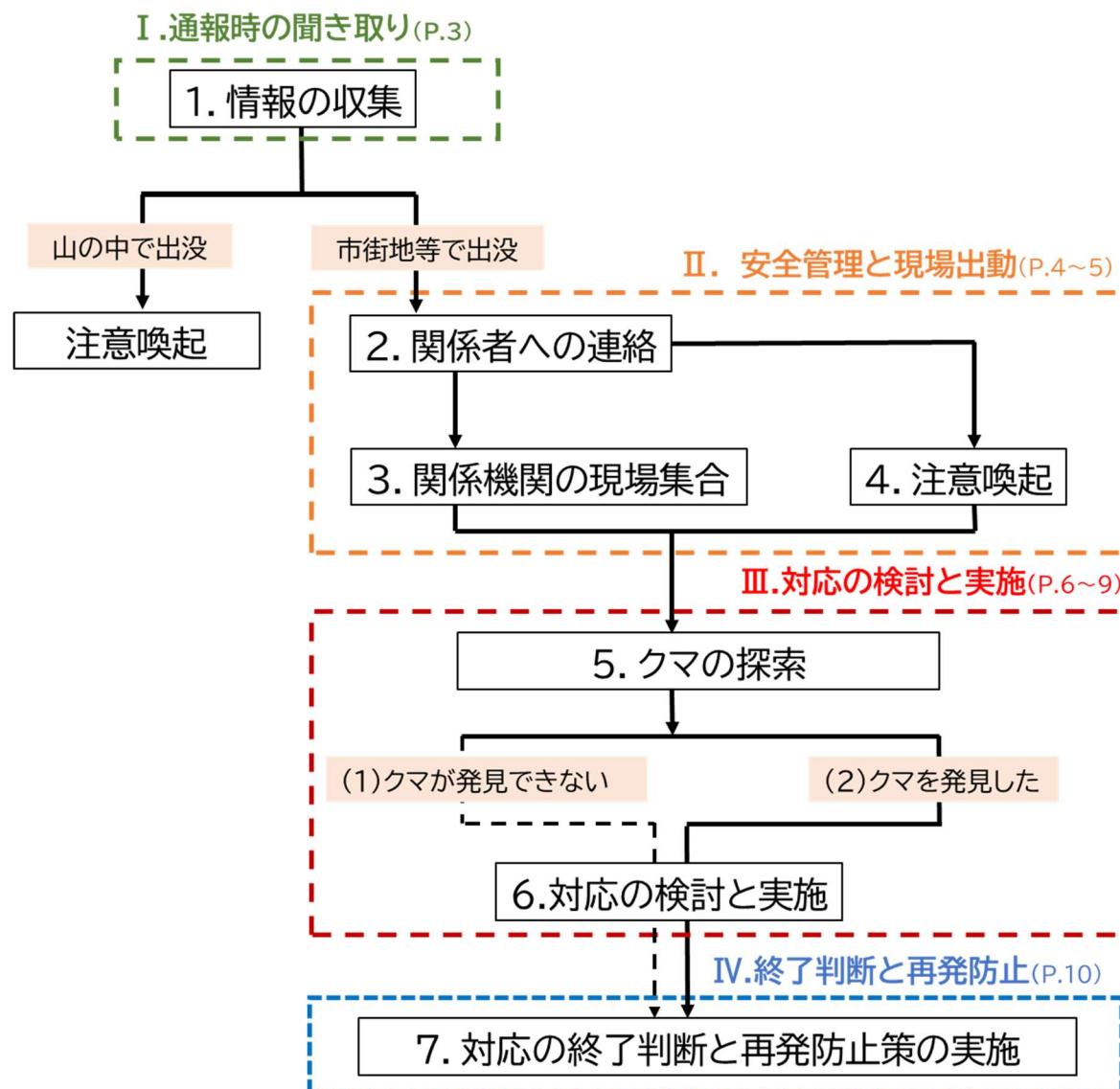


図 1 市街地出没対応の流れ(イメージ図)

市街地等出没対応の関係者

市街地等にクマが出没した場合は、安全かつ迅速に事態を収束させる必要があります。そのためには、市町村が対応の「統括機関」となり、警察・捕獲従事者・県等の関係者が、お互いの役割を理解し、共通認識をもった上で対応していくことが重要です。例えば、以下のような役割分担について関係者間で事前協議を行い、認識を共有しておく必要があります。

表1 市街地等出没対応に関する関係者の役割(例)

項目	主な役割・作業内容	主な関係者
I. 通報時の聞き取り	・情報の収集	・市町村、警察、(県)
II. 安全管理と現場出動	・関係者への連絡	・市町村
	・注意喚起	・市町村、警察
	・関係機関の現場集合	・市町村、警察、捕獲従事者
III. 対応の検討と実施	・住民等の安全確保 ・交通規制	・警察
	・クマの探索	・市町村、警察、捕獲従事者
	・対応の検討と実施	・市町村、警察、捕獲従事者
	・許可等の付与	・捕獲許可：市町村、県 ・麻醉銃猟：県、国※
	・対応の実施（捕獲等）	・捕獲従事者
IV. 終了判断と再発防止	・終了判断、関係者への連絡	・市町村
	・規制等の解除	・警察
	・再発防止策の実施	・市町村

※鳥獣保護管理法による捕獲許可に加え、市街地等で麻醉銃猟を行う場合は県または国の許可が必要。

I. 通報時の聞き取り

1. 情報の収集

住民等からクマ出没の通報を受けた場合、必要な情報を聞き取ります。聞き取りでは、通報者情報や、目撃場所、クマの情報、住民等への危険性など、出動の緊急性を判断する情報を確認します。聞き取りにあたっては、予め関係者間で共通の様式を作成しておくと、必要な情報を漏れなく収集することができます。

表2 通報時に聞き取る記録項目(例)

項目	内容
通報者/目撃者情報	<ul style="list-style-type: none">・氏名、連絡先・他機関への通報の有無
出没の種類と発見日時	<ul style="list-style-type: none">・目撃/痕跡の種類・痕跡の場合はその種類(足跡、糞等)・目撃/痕跡を確認した日時
場所	<ul style="list-style-type: none">・住所や地番・目撃場所周辺の環境(交通状況、周辺での人の往来等)
クマの情報	<ul style="list-style-type: none">・頭数、大きさ・目撃時の様子(興奮している、隠れている等)・目撃後の行動(木の上で力キを採食、山へ逃げた等)
被害の情報	<ul style="list-style-type: none">・負傷者の有無・負傷者がいる場合の様子(安全確保できているか等)

II. 安全管理と現場出動

2. 関係者への連絡

人身被害の発生を防ぐために迅速な行動が必要とされます。情報の錯綜を避けて迅速に対応するためには、市町村が情報を統括する役目を担い、必要な情報を隨時関係者と共有しながら安全を確保し、対応を進めることが重要です。

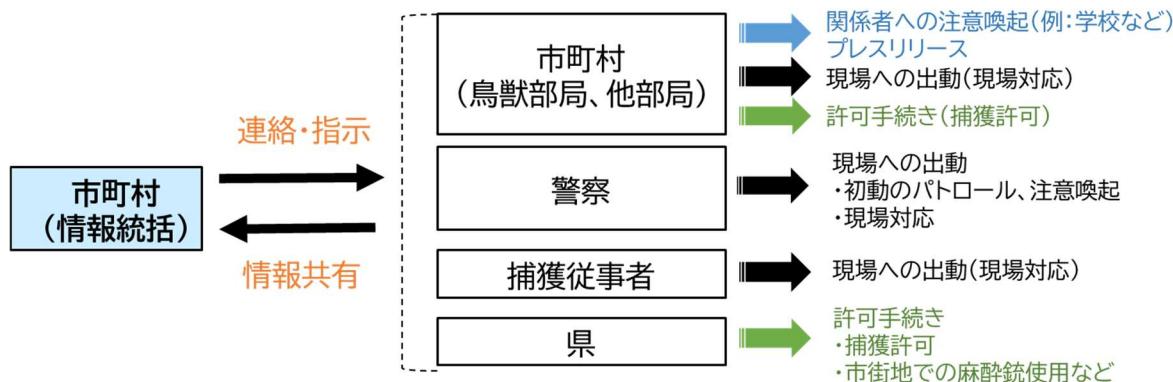


図2 関係機関の情報連携(イメージ図)

情報統括は、現場対応を実施する関係機関へ現場出動の要請を行うほか、住民の安全確保を図るために必要な連絡、指示を関係機関へ行います(例:学校への注意喚起を行うように教育委員会に指示する等)。関係者間で必要な情報を共有するためには、各機関が情報統括と常に連絡・連携をとれる体制を構築しましょう。

3. 関係機関の現場集合

市町村は、関係機関が現場に集合した後の流れを想定して、関係機関に対して必要な事項を連絡します。また、市町村内では、庁舎内で引き続き情報統括を担う担当者と、現場に出動し現場統括を担う担当者を決めておくことが重要です。

現場対応は市町村が統括となり、警察及び捕獲従事者と連携して行います。現場出動する機関と情報統括は、各関係者がスムーズに現場に集合できるような情報を共有します。また、現場到着後の対応を速やかに進めるためには、予め住民の安全管理やクマの

探索、クマの発見後に実施する対応(追い払いや捕獲等)に必要な装備の分担を、関係者間で共有しておきましょう。現場への集合にあたっては、常に情報統括と連絡がとれる体制を確保しましょう。

表3 現場に出動する機関と共有する情報と必要な装備(例)

共有事項	内容
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者からの聞き取り情報 (クマの大きさ・頭数、目撃場所、負傷者の有無等) ・集合場所、到着後の対応(全員が集まるまで待機する等) ・集合者の情報(名前、連絡先、人数等)
装備・物品	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段(無線機、携帯電話等) ・探索に必要な装備(地図、双眼鏡等) ・防護のための装備(ヘルメット、クマスプレー等) ・追い払い・捕獲用の装備(打ち上げ花火、捕獲に関する物品等※) ※捕獲には鳥獣捕獲等許可が必要

4. 注意喚起

クマの目撃現場周辺の住民等に対して必要な注意喚起を行います。注意喚起は、クマが目撃された場所や時間帯を踏まえて、周辺住民等への危険性や連絡の緊急性に応じた内容で行います。また、注意喚起の対象者は、住民・学校・その他旅行者など多岐にわたることから、各対象に迅速に情報を伝えるためにも担当機関を決め実施することが重要です。

表4 注意喚起の内容と担当機関(例)

内容	担当機関
プレスリリース	市町村
戸別訪問	市町村、警察
車両(広報車やパトロール車等)を用いた広報	市町村(広報課等)、警察
防災無線やラジオ等を用いた一斉連絡	市町村(防災課等)
学校等の施設への連絡	市町村(教育委員会等)
町会等への個別連絡	市町村(地域課等)

III. 対応の検討と実施

5. クマの探索

関係機関が現場に到着した後はクマの探索を行います。探索は、クマの目撃場所を中心に放射状に探索範囲を決め、人の利用が多い場所や事前の情報から現在移動していると思われる場所などを重点的に探索します。探索にあたっては、現場での情報を統括する現場本部を設置し、探索者と現場本部は常に連絡がとれる体制を確保しておくことが重要です。

クマの探索以降は、現場及び庁舎内にいる市町村担当者が責任者となり現場本部と対策本部を設置し、以下の分担で対応を進めていきます。

表5 現場本部と対策本部の役割(例)

名称	場所	担当する役割
現場本部	現場	現場での情報の統括、現場関係者への対応(住民避難、追い払い等の判断と対応)の指示、対策本部との情報共有を行う。
対策本部	庁舎内	現場での関係機関への情報の周知、関係機関との連絡調整や必要な諸手続き、現場本部との情報共有を行う。



図3 現場本部と対策本部のイメージ図

クマの探索は、現場本部と対策本部で情報共有を図るとともに、探索場所周辺への注意喚起を行いながら実施します。探索者は、常に現場本部と連絡がとれる体制を確保し、防護装備を携帯した上で2名以上で行動します。

(1) クマが発見できない場合

十分な探索を行ってもクマが発見されず、痕跡や新たな目撃情報も得られない場合、目撃された場所付近の環境(住宅地が多いのか、山林に近くそのまま山に戻る環境があるのか等)、通報からの経過時間、人の利用状況、日没までの時間などを考慮して、探索を継続するかを現場本部が判断し、対策本部に連絡します。その日の探索を打ち切る判断をした場合も、出没場所での人身被害発生リスクに応じて、翌日以降もパトロールを実施する等の対応を継続しましょう。

(2) クマを発見した場合

クマを発見した場合、発見したクマが通報された個体と同一個体かどうか、通報情報と照らし合わせて確認します。明らかに別の個体の場合は、周囲に他のクマがいる可能性もあることから、新たに探索を継続することが必要です。

発見した個体が通報個体と同一の場合、発見場所と市街地等の位置関係に応じて、即座に安全確保を実施します。安全確保は、クマの発見場所付近への立ち入り制限を行い、対応に向けて通行止めや人の誘導などの必要な措置を取ります。

安全確保の実施範囲は、現場本部と対策本部が協議して決定し、措置のために必要な手続きを対策本部が行うなどして、現場での安全確保を円滑に進めます。



図4 クマ発見時の現場での安全確保の情報連携(イメージ図)

6. 対応の検討と実施

(1) 対応の検討

クマを発見し必要な安全確保を取った後は、発見場所周囲の環境やクマの状態に応じて対応（「監視」、「追い払い」、「捕獲」）を検討します。

緊急性が高い場合は、「捕獲」や「追い払い」を選択肢として検討する必要があります。一方で、比較的安全な状態が保たれており、緊急性が低い場合は、「監視」も選択肢に含まれます。

「捕獲」や「追い払い」を検討する場合は、使用する道具（銃器や煙火類等）の携帯・運搬や使用の許可が得られるか、使用にあたって法的に制限されている条件はないか等について事前に確認します^{注)}。

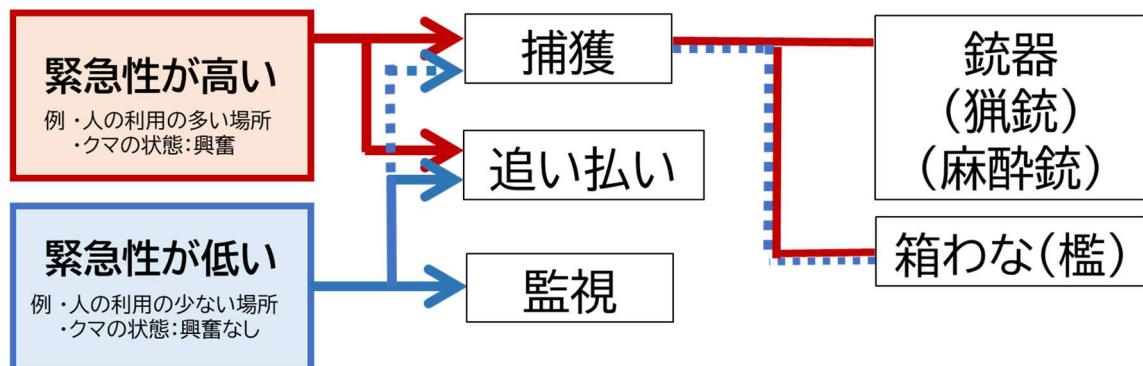


図5 緊急性と対応方針の考え方(概念図)

(2) 対応の実施

検討した対応を実施するにあたっては、実施範囲の住民及び対応の実施者の安全を十分に確保する必要があります。実施範囲では対応が終わるまでの間、立入制限を行い、付近の住民には家の中など屋内での待機を指示します。

また、クマを興奮させないように、対応の実施者や護衛役以外は、いつでも連絡がとれる体制を確保した上で離れた場所で待機します。

注)卷末の関係法令を参照

表6 追い払い、捕獲の実施にあたっての注意点

方法	実施にあたっての注意点
追い払い ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・実施の際には必ず複数人で行動する ・人とクマの動線を十分確認し、クマを人家等の方向に向かわせない ・クマを囲まないようにし、山林方向への逃走経路を確保する ・個体が見えない状態では絶対に実施しない
捕獲(箱わな)	<ul style="list-style-type: none"> ・クマの捕獲に適した頑丈な箱わなを使用する ・わなの設置場所付近に人が立ち入らない措置を行う
捕獲(猟銃) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法の第38条(銃猟の制限)以外の条件である ・実施の際には必ず複数人で行動する ・周囲の安全が確実に確保できている ・クマが確実に仕留められる状態である(半矢状態にさせない)
捕獲(麻酔銃)	<ul style="list-style-type: none"> ・「住居集合地域等における麻醉銃猟の許可」^{※3}を受けている ・実施の際には必ず複数人で行動する ・麻酔が効くまでクマが逃走しない、見失わない、クマによる反撃を受けない場所である(不動化までは通常状態のクマで5~10分必要)

※1 動物駆逐用煙火やゴム弾(銃器)の場合は事前の講習受講や有害鳥獣捕獲の許可の取得が必要です。

※2 警察官の命令の下で警察官職務執行法第4条第1項や、やむを得ない行為として刑法第37条が適用される場合もあります。ただし、いずれも例外的であり一般的には適用されません^{注)}。

※3 鳥獣保護管理法第38条の2に基づく許可^{注)}



図6 追い払い時の動線のイメージ



図7 銃器による捕獲の禁止条件

注)卷末の関係法令を参照

IV. 終了判断と再発防止

7. 対応の終了判断と再発防止策の実施

現場において、クマへの対応が終了し(追い払いの場合はクマが山林へ逃走。捕獲の場合は捕獲が完了)、周囲の安全が確認された場合、「現場本部」にて出没対応の終了を判断し、「対策本部」に連絡します。出没対応の終了の連絡を受け取った「対策本部」は、関係機関や地域、報道機関に対して速やかに情報提供を行います。

対応終了後は、市町村が中心となり、出来る限りすぐに出没現場の状況調査を行います。現場の状況調査では、誘引物、移動の痕跡などを検証し、出沒した原因と出没防止のために必要な対策を検討し、対策を実施することで再発防止に努めます。

(例) 追い払いの場合

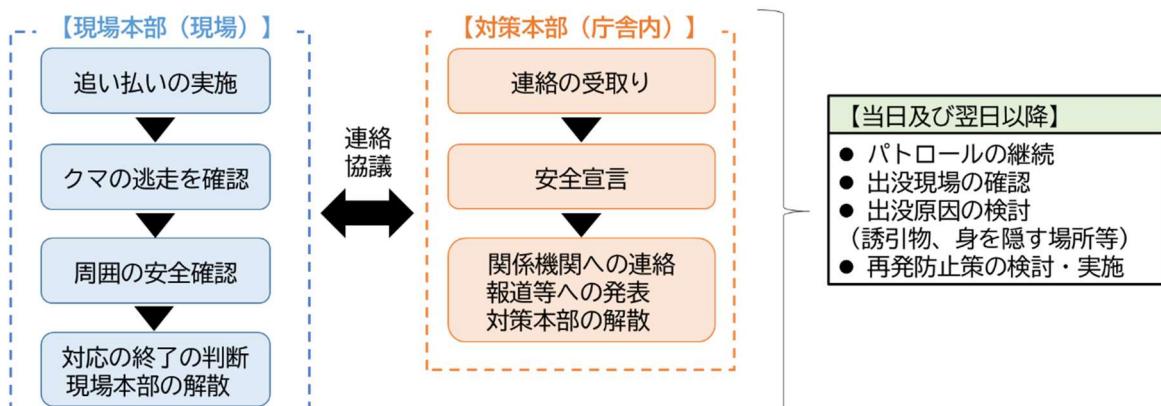


図8 現場本部・対策本部における終了判断の流れ(イメージ図)

追い払いや捕獲の完了後は、追い払った個体が戻ってくる可能性はないか、他の個体はいないか等、周囲の安全を確認します。特に追い払いの場合は、その日の日没までパトロールを実施することが望まれます。また、追い払った場所周辺の人の利用状況に応じて、翌日以降も数日間はパトロールを継続し、再出没がないか確認します。さらに、出没場所周辺では、市街地内等にある生ごみや放棄果樹などの誘引物、動物が隠れやすい茂みなどの環境を確認し、これらを撤去等し再出没の防止に努めましょう。

おわりに

(1)市街地等への出没の未然防止

市街地等でのクマによる人身被害の防止には、出没を未然に防ぐための取組が重要です。講習会やワークショップ等の開催などにより、住民が地域の出没リスクや対策の重要性を理解する機会を増やし、住民の理解と協力の下でクマの出没を未然に防ぎましょう。

(2)体制の整備

クマが出没した場合に安全かつ迅速に事態を収束させるためには、関係機関と共に認識を持ち、各機関が主体的に役割を担える関係を構築しておくことが重要です。そのためには、関係者と常日頃から顔を合わせる機会を設けるとともに、各市町村の状況にあった出没対応マニュアルを作成することが重要です。出没対応マニュアルの作成後は、マニュアルに沿った連携が関係機関で円滑に図れるか確認するために、机上訓練や実地訓練を実施します。訓練の実施により整理した体制面や装備面の課題、実際にクマ出没対応時に発生した問題点を基に、必要な改善を施して適切な体制を整備しましょう。

参考（関係法令の紹介）

「銃砲刀剣類所持等取締法」第十条

第十条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可(第四条の許可:狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供する)に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第三十八条

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならない。

2 住居が集合している地域※又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(以下「住居集合地域等」という。)においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等(以下「麻醉銃猟」という。)をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可)

第三十八条の2 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第九条第1項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

住居集合地域等に関する判例

最高裁判所第2小法廷決定「平成9年(あ)第1299号 平成12年2月24日」

「人家と田畠が混在する地域内にあり、周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒ある場所は、鳥獣保護及狩猟二関スル法律が銃猟を禁止する「人家稠密ノ場所」に当たる。」

「警察官職務執行法」第四条

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

「刑法」第三十七条

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

発行者	環境省 自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室
作成	一般財団法人 自然環境研究センター
本マニュアルは環境省請負事業「令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務」で作成しました。	